

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

2018年6月30日に終了する報告期間－アルゼンチンにおけるインフレ

目次

アルゼンチンにおけるインフレ

2018年6月30日におけるアルゼンチンの営業活動体の報告

2018年6月における財務諸表の開示

さらなる情報

IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」は、機能通貨が超インフレ経済である企業の財務諸表について、適切な一般物価指数における変動の影響を調整し、その後、当該調整は、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」に従い、在外営業活動体の親会社の表示通貨への再換算に組み入れられる。

これらの要求事項は、年次財務諸表と同様に、IAS第34号「期中財務報告」の下で作成される期中財務諸表にも適用される。

IAS第29号は、超インフレに関するいくつかの特徴を含んでおり、3年間の累積インフレ率が、100%に近づいているかまたは100%を超えているという特徴が含まれる。

- ・ アルゼンチンにおけるインフレのレベルは、しばらくの間高い状態が続き、2018年5月に著しく増加し、インフレ指標は3年間の累積ベースで100%を超える結果となった。また、超インフレの定性的指標も、程度は様々であるが、アルゼンチンにおいて存在すると理解されている。
- ・ IAS第29号が、すべての企業が、同一の時点から、同一の一般物価指数を使用してインフレ会計を適用することが望ましいと記述していることに照らして、2018年6月30日に終了する期間に対して、アルゼンチン・ペソを機能通貨とする営業活動体に関してインフレ会計を使用することが要求されているとは考えない。しかし、その後の報告期間(2018年9月または12月に終了する期間)については、インフレ会計を使用することが必要になる可能性が高いと考えられる。
- ・ ただし、アルゼンチンに重要な営業活動体を有する企業は、将来の期間にインフレ会計を適用する可能性に関する明確な開示を提供しなければならない。

アルゼンチンにおけるインフレ

アルゼンチンに関しては様々なインフレ指標が存在するが、全国消費者物価指数(CPI)(一般的にインフレの評価に利用される指標)は、過去3年間にわたって継続的には報告されなかった。その結果、ブエノスアイレス市の指標(IPC-BA)や、サン・ルイス州の指標(IPC-SL)、およびブエノスアイレス近郊を含む地区の指標(CPI-GBA)のような、より地方の指標が、(個別に、または組み合わせの両方で)3年間の比較CPIデータを獲得するために利用された。選択されたデータに基づいて、組み合わせベースでの3年間の累積国家インフレ率は、2017年9月または12月のいづれかから100パーセントを超えている。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

全国卸売物価指数(WPI)は、対照的に、過去3年間にわたり継続的に利用可能であった。米国に監査品質センターの国際実務タスクフォース(The U.S. Center for Audit Quality's (CAQ's) International Practices Task Force (IPTF))は、当該事実を、2017年11月におけるディスカッション文書「一定の国におけるインフレのモニタリング(Monitoring Inflation in Certain Countries)」において、「WPIは継続して全国を対象として提供されており、アルゼンチンが国際財務報告基準に移行してから、実務者によって、最も関連性があり、信頼性のあるインフ

レ指標であると考えられてきた」と記載されている。WPIは3年間の累積ベースで、2018年6月14日に公表された2018年5月のデータ(当該月中に7.5%の上昇を示している)が公表されるまでは、100%を下回っており、2018年5月の時点で3年間の累積WPIはおよそ109%と導き出された。

様々な利用可能な指標を用いて計算された3年間の累積率の要約は以下の通りである。

3年間の累積指標	2017年 12月31日	2018年 3月31日	2018年 4月30日	2018年 5月31日
様々なCPI指標 (全国およびブエノスアイレス)	106%	112%	116%	118%
様々なCPI指標 (全国およびサン・ルイス州)	104%	110%	114%	116%
WPI	77%	95%	97%	109%
出所	<u><i>IPTF Document for discussion: Monitoring inflation in Certain Countries</i></u>		<u><i>Instituto Nacional de Estadística y Censos de la República Argentina (INDEC)</i></u> によって公表されたインフレデータより	

2018年6月30日におけるアルゼンチンの営業活動体(operation)の報告

上のデータからわかるように、2018年6月30日においてはIAS第29号3項におけるすべての量的要因が存在することが予想され、またすべての関連するインフレ指標は、3年間の累積で100%を超えることを示しており、アルゼンチン経済が(IAS第29号で定義されているように)超インフレであるという第一の証拠を提供している。

しかしながら、この結論は、6月中旬になって利用可能となったデータ(2018年5月のWPI指標)を基礎としたものであり、利用可能な複数のレートのうち、どの指標が適切な一般物価指数(IAS第29号で「一般購買力の変動を反映する」ことが要求されている)として考えるべきかについて疑問が残されている。データの信頼性に関する問題とともに、指標の選択は、特定の企業に対するアルゼンチンの営業活動体の重要性次第となる可能性があり、インフレ調整の計算において重要な差異が生じる可能性がある。

また、IAS第29号4項では「同一の超インフレ経済国の通貨で報告するすべての企業が、同一の日付から本基準を適用することが望ましい。」、またIAS第29号37項で「同一の経済の通貨で報告するすべての企業が同一の指数を利用することが望ましい」と記載されており、インフレ会計の適用において、企業間での一貫性の必要性を強調している。2018年6月の報告に対する必然的な時間的制約の中で、複数の法域における複数の企業にわたって、この目的が達成されることは現実的であるとは考えられない。

これらの実務上の論点、および実務の多様性の可能性(IAS第29号の目的に反する)を考慮に入れると、2018年6月30日において、アルゼンチンの営業活動体に関連してインフレ会計の利用は要求されるとは考えない。

しかし、現在のインフレのレベルを考慮に入れると、短期間で著しくインフレ率が低下するとは予想されず、その後の報告期間(2018年9月または12月)においては、インフレ会計の使用が必要になる可能性が高いと考えられる。企業は、結局はその後の期間の報告を計画するにあたり準備する必要がある。2018年7月1日からのインフレ会計の開始は、[Financial Reporting Alert 18-8](#)で報告されているように、米国基準における予想されるアプローチと同様である。

2018年6月30日の財務諸表における開示

IAS第10号「後発事象」およびIAS第34号の両方とも、後発事象の開示を要求している。この要求事項をIAS第1号「財務諸表の表示」における重要な会計判断に関する要求事項と一緒に適用すると、アルゼンチンに重要な営業活動体を有する企業の2018年6月の（年次または期中）財務諸表において、その後の期間におけるインフレ会計の使用の可能性について開示しなければならない。

アルゼンチンにおける状況の影響については、財務諸表のその他の側面、および財務諸表および（または）経営者による説明における適切な開示についても考慮する必要がある。これらの論点は、次のものを含む。

- ・ 実行可能な場合、アルゼンチンの営業活動体によって生み出される利益の当該期間におけるインフレの影響の指標
- ・ 減損の指標
- ・ アルゼンチンの資産および負債の公正価値測定の変動

さらなる情報

アルゼンチンのインフレに関する財務報告の影響について質問がある場合、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人 (有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。"Making an impact that matters" を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL") ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または "Deloitte Global") はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited